

相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの様々な相談に応じ、障がい福祉サービスの利用に必要な情報の提供や助言、支援を行います。また、専門機関の紹介や権利擁護のための必要な援助を行います。

〔対象者〕…身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人及びその家族等

〔相談機関〕

○身体障がいのある人の相談

生活支援センターあかつき

〒528-0012 甲賀市水口町暁3-44 ☎65-4641 FAX 65-4642

○知的障がいのある人の相談

甲賀地域ネット相談サポートセンター

〒520-3216 湖南市若竹町1-6 ☎75-6920 FAX 75-8902

○精神障がいのある人の相談

地域生活支援センターしろやま

〒528-0031 甲賀市水口町本町2-2-27 ☎62-8181 FAX 62-8232

地域生活支援センターこのゆびとまれ

〒520-3213 湖南市大池町10-1 ☎75-8949 FAX 75-8950

○障がいのある人の生活・就労に関する相談

障害者雇用・生活支援センター

〒528-0012 甲賀市水口町暁3-44 ☎63-5830 FAX 65-4642

障がいのある人を支援します。

地域生活支援事業(障害者自立支援法)

これは障がいのある人が能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう支援する事業です。今回は相談支援事業とコミュニケーション支援事業を紹介します。

コミュニケーション支援事業

社会生活においてコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

〔対象者〕……聴覚障がい、言語障がいのある人等

〔派遣範囲〕…原則として、県内

〔利用申込先〕…社会福祉課もしくは各支所総合窓口課

問い合わせ

社会福祉課 障害福祉係

☎65-0702 FAX 63-4085

パブリックコメント制度

甲賀市地域福祉(活動)計画案への ご意見を募集します

市では現在、社会福祉法に基づき、昨年度から「甲賀市地域福祉(活動)計画」を甲賀市社会福祉協議会とともに策定しています。この計画の策定は、人権尊重を基本にだれもが安心して暮らせるよう、地域づくりの取り組みを計画的に進めることを目的としています。

策定のために昨年度実施した「甲賀市民の暮らしと地域福祉に関する意識調査」や、今年度市内27の地域で開催した「小地域住民懇談会」を基に同計画の基本理念・基本方針案がまとまりました。そこで、この案に対する住民の皆さんの考えをお聞かせいただきたく、ご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は、同計画策定委員会でご参考とさせていただきます。最終案を決定します。

■公表日

11月15日(水)

■公表方法

・市ホームページで掲載
・社会福祉課(水口社会福祉センター1階)もしくは各支所総合窓口課で閲覧

・甲賀市社会福祉協議会地域福祉グループ(水口社会福祉センター2階)もしくは各町地域福祉活動センターで閲覧

■募集期間

11月15日(水)～12月14日(木)

■応募資格

市内に在住・在勤・在学する方、市内に事業所または事業を有する個人および法人その他の団体、市に対して納税義務を有する方

■応募方法

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、直接持参いただくか郵便(締切日必着)、ファックス、電子メールで

(様式は準備していますが、任意でも結構です)
※意見の概要とこれに対する回答は公表しますが、個々のご意見に直接回答はしませんのでご了承ください。

■応募先・問い合わせ

〒528-0850

甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市役所 健康福祉部

社会福祉課 福祉政策係

☎65-0700 FAX 63-4085

Eメール koka253000@city.koka.shiga.jp